



基安計発1031第1号
基安安発1031第1号
基労保発1031第2号
平成23年10月31日

登録性能検査機関の長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部計画課長
安全衛生部安全課長
労災補償部労災保険業務課長

特定機械等に係る電子媒体による性能検査結果報告の運用について

労働基準行政システムの第Ⅱ期開発に伴う特定機械等管理システムの初期データベース構築に際して、貴機関所有の特定機械等のデータをいただき、先般、当該システムへのデータ移行が終了したところです。

さて、特定機械等のうち移動式クレーン及びゴンドラの2機種（以下「先行2機種」という。）に加えて、今般、ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、デリック及びエレベーター（以下「新規5機種」という。）についても、新たに特定機械等管理システム上で、性能検査結果等のデータ管理及び運用を行うことといたしました。

つきましては、新規5機種に係る電子媒体による性能検査結果報告を下記により運用しますので、御協力をお願いします。

なお、先行2機種の運用については、従来のとおり変更がないことを申し添えます。

記

1 電子媒体による性能検査結果報告の運用開始日

新規5機種に係る電子媒体による性能検査結果報告の運用開始日は、平成24年4月1日とする。

2 電子媒体による性能検査結果報告の対象

平成22年12月1日以降に登録性能検査機関から提出される性能検査結果報告とする。

3 電子媒体による性能検査結果報告のフォーマット

別添1「特定機械等管理システムに係る性能検査結果報告電子申請フォーマット規程（平成23年改訂版）」のとおりとする。

なお、先行2機種の利用については、従来のとおりである。

4 電子媒体による性能検査結果報告の提出等要領

別添2「性能検査結果の電子媒体による報告に係る事務処理要領（平成23年改訂版）」のとおりとする。

ただし、この電子媒体による性能検査結果報告の利用開始は、平成24年4月1日であるが、報告するデータについては、「平成22年12月分」は平成23年12月末日までに、また、「平成23年1月分から平成24年2月分」は平成24年3月末日までに、それ以降については、(別添2)「性能検査結果の電子媒体による報告に係る事務処理要領（平成23年改訂版）」の記の「2 提出期限」に基づき提出すること。

なお、当該報告期限に間に合わない場合等については、受付窓口あて連絡すること。

5 性能検査結果報告の取扱い

登録性能検査機関は、電子媒体による性能検査結果報告の利用開始日以降に電子媒体による性能検査結果報告を本省に一括提出している場合は、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）」の様式第7号による所轄労働基準監督署長あての性能検査結果報告の提出を省略することとする。

(別添 1)

特定機械等管理システムに係る性能検査結果報告
電子申請フォーマット規程

(平成 23 年改訂版)

厚生労働省労働基準局

**特定機械等管理システムに係る性能検査結果報告
電子申請フォーマット規程（平成23年改訂版）**

特定機械等管理システム（以下「特定機械システム」という。）に係る性能検査結果報告について、下記のとおり電子申請フォーマット（形式）を定める。

記

1 電子申請データについて

(1) 電子申請対象

登録性能検査機関からの特定機械システムへの電子申請の業務は、「性能検査結果報告書」のみとする。

(2) 申請媒体

特定機械システムで受理可能な申請媒体は、表1-1「FD規格」に示すFD（フロッピーディスク）又は、表1-2「CD規格」に示すCD（コンパクトディスク）となる。

一般的に、FDは「**3.5インチ 2HD、1.44MBのフォーマット**」、また、CDは「**CD-R、CD-RW**」と呼ばれるもので、Windowsで認識できるフォーマットである。

表1-1 FD規格

一般名称	3.5インチ2HD
論理仕様フォーマット規格	JIS X0605
媒体規格	JIS X6223
物理仕様フォーマット規格	JIS X6225
記憶容量	1.44MB

表1-2 CD規格

一般名称	CD-R、CD-RW
規格	オレンジブックパートII準拠
ファイルシステム	ISO9660 Level 2 又は ISO9660 Level 3
記憶容量	650MB、700MB

(3) 文字コード

特定機械システムの電子申請で使用する文字コードについては、表1-3「文字コード」に示す文字コードとする。

表1-3 文字コード

文字のサイズ	符号化方式（文字イメージ）	使用する文字コード
1バイト（半角）	JIS X 0201-1976	シフトJIS
2バイト（全角）	JIS X 0208-1990	

注1：シングルコーテーション（'）については、半角、全角ともに使用不可とする。

注2：機能キャラクタ（TAB等の書式制御符号）は使用不可とする。ただし、改行については、レコード区切りのためにのみ使用可能とする。

(4) 外字及びJIS規定外の拡張文字

外字は、作成された環境（アプリケーション等）に依存するため、異なる環境においては、一意に文字を特定することが不可能である。

よって、**外字及びJIS規定外の拡張文字の使用は、禁止する。**

なお、特定機械システムでは、外字及びJIS規定外の拡張文字をすべて一律の文字（'□'【02区02点】）として認識し、同システム内では置換して管理する。

また、半角文字の前に不正なコードが存在している場合等にも同様の扱いをする。

(5) ファイル名称付与基準

性能検査結果報告の電子申請のファイル名の付与基準を次に示す「ファイル名称付与基準」のとおりとする。

ファイル名称付与基準

先行2機種（移動式クレーン・ゴンドラ） の場合	新規5機種（ボイラー・第一種圧力容器・ クレーン・デリック・エレベーター）の場合
XXYYMMNN.csv	XXxYYMMNN.csv
<p>① XX : 登録性能検査機関を示すコード（検査報告者コード）を2桁で表す。 検査報告者コードは、「3 コード一覧」の「表3-2 検査報告者コード」を参照のこと。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>02 : 社団法人 日本ボイラ協会 03 : 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 04 : 社団法人 日本クレーン協会 05 : シマブンエンジニアリング 株式会社 06 : セイフティエンジニアリング 株式会社 07 : 株式会社 損害保険ジャパン</p> </div> <p>② x : ボイラー系かクレーン系かを1桁で表す。 ただし、移動式クレーン及びゴンドラにはこのx（1桁）は使用していない。 1 : ボイラー系（ボイラー、第一種圧力容器） 2 : クレーン系（クレーン、デリック、エレベーター）</p> <p>③ YYMM : 西暦の下2桁と月を2桁で表す。</p> <p>④ NN : その月でのファイル数の連番（01～99）を一意に付与し、ファイル名の重複が発生しないようにするためのファイルの数字を表す。</p> <p>⑤ .csv : データをカンマ（,）で区切って並べたファイル形式のことで、csv（シーエスブイ）ファイルといい、その拡張子を表す。</p>	

先行2機種（移動式クレーン・ゴンドラ） の場合	新規5機種（ボイラー・第一種圧力容器・ クレーン・デリック・エレベーター）の場合
<p>【例 04030518.csv】</p> <p>(社)日本クレーン協会の作成による2003 (平成15)年5月提出分の18番のファイル。</p>	<p>【例 021110518.csv】</p> <p>(社)日本ボイラ協会の作成によるボイラー系の 2011(平成23)年5月提出分の18番のファイル。</p>

(6) ファイルの格納（保存）先

性能検査結果報告の電子申請のファイルの格納先は、申請媒体のルートディレクトリ直下のみとする。

なお、月ごとのフォルダを作成し、ファイルを格納すること。

(7) ファイル形式

性能検査結果報告の電子申請のファイル形式を次に示すとおりとする。

- ① 本ファイルは、**テキストファイル**（文字コードによって表されるデータだけが含まれるファイル）とする。
- ② 後述する管理項目を全て、**データの有無に関わらず**、半角カンマ（,）をデリミタ（区切り文字）として列挙する。
- ③ 各レコード（データ構造）の終わりでは、**レコード区切りを表すため**、改行する。最終行についても改行する。
- ④ 各フィールド（領域）のデータ型は、文字列型と数値型のいずれかとする。
- ⑤ 各フィールドを**列挙する順番は、予め定められたレコード定義に従う**。
- ⑥ 最後のデータフィールドの後ろには、デリミタは不要である。

【例 レコード定義及び値が次の表 1-4 の場合】

表 1-4 レコード定義及び値の例

項番	項目名	データ型	値の例 1	値の例 2
1	A	数値型	3.5	2
2	B	文字列型	null	クレーン
3	C	文字列型	ボイラー	null
4	D	数値型	null	null
5	E	数値型	23	54.25

null (ヌル) : 一切の値（空白文字（スペース）とは別）が存在しないことを示す。

表 1-4 「レコード定義及び値の例」の値の例 1、値の例 2 を性能検査結果報告の電子化フォーマットにすると、次の「電子フォーマット例」のとおりになる。

電子化フォーマット例

3.5,, ボイラー,, 23 ↵
2, クレーン,,, 54.25 ↵

(8) 管理項目及び抽出条件

性能検査結果報告の管理項目及び抽出条件等について、対象機械が「移動式クレーン、ゴンドラ」は表 1-5 に、「ボイラー、第一種圧力容器」は表 1-6 に、「クレーン、デリック、エレベーター」は表 1-7 にそれぞれ示すとおりとする。

なお、各表の管理項目の順番に従い、管理項目を列挙してレコードを構成する。

また、次の点について注意すること。

- ・必須項目欄に「○」が付いている項目は、必ず設定する項目を示す。
- ・必須項目欄に「△」が付いている項目は、必要に応じて設定する項目を示す。

表 1-5 「対象機械：移動式クレーン、ゴンドラ」

項番	項目名	属性	桁数	必須項目	抽出条件等
1	報告受付局コード	半角数字	2	○	性能検査結果報告の提出先の①「局・署コード」(設置事業場の管轄局署)を設定する。
2	報告受付署コード	半角数字	2	○	
3	検査証番号	半角数字	10	○	「第」「号」は含まない。半角ハイツは設定可能。半角数字・半角ハイツ以外は不可。
4	刻印番号	全角	13		刻印番号
5	検査証交付局コード	半角数字	2	○	検査証交付局(=検査証番号を付与した局) ①「局コード」を設定する。
6	検査年月日	日付	8	○	検査年月日 形式: YYYMMDD 【例 平成23年9月1日 → 20110901】
7	検査官名	全角	30		検査官名
8	報告者コード	半角数字	2	○	登録性能検査機関 ②「検査報告者コード」を設定する。
9	有効期間開始年月日	日付	8	△	検査証有効期間の開始及び終了年月日。検査結果コードが「合格」「条件付合格」の場合のみ入力可であり、必須項目とする。形式: YYYMMDD 【例 平成23年9月1日 → 20110901】
10	有効期間終了年月日	日付	8	△	
11	検査結果コード	半角数字	2	○	③「検査結果コード」を設定する。
12	条件内容コード	半角数字	5	△	検査結果コードが「条件付合格」の場合のみ入力可であり、必須項目とする。 ④「検査条件内容コード」を設定する。
13	指導事項内容	全角	350		指導事項の内容を文字列で設定する。
14	設置地所在地名	全角	65	○	性能検査結果報告で示す設置地(当該検査時の検査証における設置地)
15	設置事業場漢字名	全角	80	○	設置者の事業場名称(漢字)
16	設置事業場カナ名	全角カナ	80	○	設置者の事業場名称(カナ)
17	設置事業場所在地名	全角	65	○	設置者の事業場所在地
18	特定機械等コード	半角数字	2	○	⑤「特定機械等コード」を設定する。
19	特定機械等種類コード	半角数字	6	○	機械の種類及び型式 ⑥「特定機械等種類コード」を設定する。
20	特定機械等能力値	数字	9 (4+?.*+4)	○	つり上げ荷重/積載荷重(単位: t) (最大値は9999.9999)
21	報告年月日	日付	8	○	検査の報告年月日 形式: YYYMMDD 【例 平成23年9月1日 → 20110901】
22	備考	全角	105		備考

表1-6 「対象機械：ボイラー、第一種圧力容器」

項番	項目名	属性	桁数	必須項目	抽出条件等
1	報告受付局コード	半角数字	2	○	性能検査結果報告の提出先の①「局・署コード」（設置事業場の管轄局署）を設定する。
2	報告受付署コード	半角数字	2	○	
3	検査証番号	半角数字	10	○	「第」「号」は含まない。半角ハイフンは設定可能。半角数字・半角ハイフン以外は不可。
4	刻印番号	全角	13		刻印番号
5	検査証交付局コード	半角数字	2	○	検査証交付局署（＝検査証番号を付与した局署） ①「局コード」を設定する。
6	検査証交付署コード	半角数字	2	○	検査証交付局署（＝検査証番号を付与した局署） ①「署コード」を設定する。
7	検査年月日	日付	8	○	検査年月日 形式：YYYYMMDD 【例 平成23年9月1日 → 20110901】
8	検査官名	全角	30		検査官名
9	検査報告者コード	半角数字	2	○	登録性能検査機関 ②「検査報告者コード」を設定する。
10	有効期間開始年月日	日付	8	△	検査証有効期間の開始及び終了年月日。検査結果コードが「合格」「条件付合格」の場合のみ入力可であり、必須項目とする。形式：YYYYMMDD 【例 平成23年9月1日なら 20110901】
11	有効期間終了年月日	日付	8	△	
12	検査結果コード	半角数字	2	○	③「検査結果コード」を設定する。
13	条件内容コード	半角数字	5	△	検査結果コードが「条件付合格」の場合のみ入力可であり、必須項目とする。 ④「検査条件内容コード」を設定する。
14	指導事項内容	全角	350		指導事項の内容を文字列で設定する。
15	設置地所在地名	全角	65	○	性能検査結果報告で示す設置地（当該検査時の検査証における設置地）
16	設置事業場漢字名	全角	80	○	設置者の事業場名称（漢字）
17	設置事業場カナ名	全角カナ	80	○	設置者の事業場名称（カナ）
18	設置事業場所在地名	全角	65	○	設置者の事業場所在地
19	特定機械等コード	半角数字	2	○	⑤「特定機械等コード」を設定する。
20	特定機械等種類コード	半角数字	6	○	機械の種類及び型式 ⑥「特定機械等種類コード」を設定する。
21	特定機械等最大使用圧力	数字	9 (4+ “. ”+4)	○	最大使用圧力（単位：MPa）→最大値のみ（最大値は9999.9999） 但し、工学単位系を使用している場合は、換算せずにそのままの数値を入力する。
22	特定機械等伝熱面積	数字	9 (4+ “. ”+4)	△	伝熱面積（単位：平方メートル）→ボイラーの場合必須項目（最大値は9999.9999）
23	特定機械等内容積	数字	9 (4+ “. ”+4)	△	内容積（単位：立方メートル）→第一種圧力容器の場合必須項目（最大値は9999.9999）
24	報告年月日	日付	8	○	検査の報告年月日 形式：YYYYMMDD 【例 平成23年9月1日なら 20110901】
25	備考	全角	105		備考

注) 項番22～23で複数構造のものは合計値【例：加熱側+被加熱側の構造の一圧→内容積は合算値】

表1-7 「対象機械：クレーン、デリック、エレベーター」

項番	項目名	属性	桁数	必須項目	抽出条件等
1	報告受付局コード	半角数字	2	○	性能検査結果報告の提出先の①「局・署コード」（設置事業場の管轄局署）を設定する。
2	報告受付署コード	半角数字	2	○	
3	検査証番号	半角数字	10	○	「第」「号」は含まない。半角ハイフンは設定可能。半角数字・半角ハイフン以外は不可。
4	刻印番号	全角	13		刻印番号
5	検査証交付局コード	半角数字	2	○	検査証交付局署（＝検査証番号を付与した局署） ①「局コード」を設定する。
6	検査証交付署コード	半角数字	2	○	検査証交付局署（＝検査証番号を付与した局署） ①「署コード」を設定する。
7	検査年月日	日付	8	○	検査年月日 形式：YYYYMMDD 【例 平成23年9月1日なら 20110901】
8	検査官名	全角	30		検査官名
9	検査報告者コード	半角数字	2	○	登録性能検査機関 ②「検査報告者コード」を設定する。
10	有効期間開始年月日	日付	8	△	検査証有効期間の開始及び終了年月日。検査結果コードが「合格」「条件付合格」の場合のみ入力可であり、必須項目とする。形式：YYYYMMDD 例：平成23年9月1日なら 20110901
11	有効期間終了年月日	日付	8	△	
12	検査結果コード	半角数字	2	○	③「検査結果コード」を設定する。
13	条件内容コード	半角数字	5	△	検査結果コードが「条件付合格」の場合のみ入力可であり、必須項目とする。④「検査条件内容コード」を設定する。
14	指導事項内容	全角	350		指導事項の内容を文字列で設定する。
15	設置地所在地名	全角	65	○	性能検査結果報告で示す設置地（当該検査時の検査証における設置地）
16	設置事業場漢字名	全角	80	○	設置者の事業場名称（漢字）
17	設置事業場カナ名	全角カナ	80	○	設置者の事業場名称（カナ）
18	設置事業場所在地名	全角	65	○	設置者の事業場所在地
19	特定機械等コード	半角数字	2	○	⑤「特定機械等コード」を設定する。
20	特定機械等種類コード	半角数字	6	○	機械の種類及び型式 ⑥「特定機械等種類コード」を設定する。
21	特定機械等能力値	数字	9 (4+”.”+4)	○	つり上げ荷重／積載荷重（単位：t） （最大値は9999.9999）
22	報告年月日	日付	8	○	検査の報告年月日 形式：YYYYMMDD 【例 平成23年9月1日なら 20110901】
23	備考	全角	105		備考

注) 項番21で複数構造のもののは合計値

(9) コード変換

電子申請の中で設定されるコードの値は、**特定機械システムにおけるコードの値**となる。

また、**コード値が異なる場合は、コード変換を行う必要がある。**

各コードは、次に示す6種類に別けられ、その詳細は、「**3 コード一覧表**」を参照のこと。

①「局コード・署コード」

局コード・署コードは、半角2桁数字の局コードと半角2桁数字の署コードで構成される。

②「検査報告者コード」

検査報告者コードは、半角2桁数字のコードで構成され、性能検査結果を報告する登録性能検査機関名を示す。

登録性能検査機関ごとに固定で設定する。

- 02：社団法人 日本ボイラ協会
- 03：公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
- 04：社団法人 日本クレーン協会
- 05：シマブンエンジニアリング 株式会社
- 06：セイフティエンジニアリング 株式会社
- 07：株式会社 損害保険ジャパン

③「検査結果コード」

検査結果コードは、半角2桁数字のコードで構成され、次の性能検査の検査結果を示す。

- 01：合格
- 02：条件付合格
- 03：不合格

④「検査条件内容コード」

検査条件内容コードは、半角5桁数字のコードで構成され、条件付合格の条件内容を表します。

- ・ボイラー用は、「X1 有効期間の短縮」、「X2 附属品等の取扱又は修繕、構造部分の改善」、「X3 作業主任者の選任、機械部分の改善」、「X4 コーキン、漏止め溶液等の補修、電気部分の改善」、「X5 最高使用圧力の変更、つり上げ荷重・積載荷重の低減」、「X6 れんが積み等の補修、配管の補修」、「X7 ボイラー室等の改修」、「X16 その他の措置」
- ・第一種圧力容器用は、「X1 有効期間の短縮」、「X2 附属品等の取扱又は修繕、構造部分の改善」、「X3 作業主任者の選任、機械部分の改善」、「X4 コーキン、漏止め溶液等の補修、電気部分の改善」、「X5 最高使用圧力の変更、つり上げ荷重・積載荷重の低減」、「X6 れんが積み等の補修、配管の補修」、「X16 その他の措置」
- ・クレーン系用は、「X1 有効期間の短縮」、「X2 附属品等の取扱又は修繕、構造部分の改善」、「X3 作業主任者の選任、機械部分の改善」、「X4 コーキン、漏止め溶液等の補修、電気部分の改善」、「X5 最高使用圧力の変更、つり上げ荷重・積載荷重の低減」、「X16 その他の措置」

の分類に対応して、検査条件内容コードが設定される。

⑤「特定機械等コード」

特定機械等コードは、半角2桁数字のコードで構成され、特定機械等を表す。

特定機械等ごとに固定で設定する。

- 01：ボイラー
- 02：第一種圧力容器
- 03：クレーン
- 04：移動式クレーン
- 05：デリック
- 06：エレベーター
- 08：ゴンドラ

⑥「特定機械等種類コード」

特定機械等種類コードは、半角6桁数字のコードで構成され、特定機械等の種類を表す。

(10) エラーデータの条件

電子申請の中で設定される各管理項目のうち、次に示す情報については、特定機械システム側で登録処理を行う際に、エラーとして扱う。

- ① 項目数は、表1-5の「移動式クレーン、ゴンドラ」については22項目、表1-6の「ボイラー、第一種圧力容器」については25項目、表1-7の「クレーン、デリック、エレベーター」については23項目以外の情報が記入されている
- ② 数値の桁数が誤っている
- ③ 入力されたデータの属性（全角／半角など）が誤っている
- ④ 形式（年月日の形式など）が誤っている
- ⑤ 必須項目が未入力である情報
- ⑥ ファイル名頭2桁の登録性能検査機関を示すコードとレコードの検査報告者コードが不一致である情報
- ⑦ 「合格」又は「条件付合格」であるにも関わらず、有効期間に入力がない
- ⑧ 「不合格」であるにも関わらず、有効期間に入力がある
- ⑨ 「条件付合格」であるにも関わらず、条件内容に入力がない
- ⑩ 「合格」又は「不合格」であるにも関わらず、条件内容に入力がある
- ⑪ 報告年月日が検査年月日より前の日付である情報、若しくは、検査年月日又は報告年月日が性能検査結果情報（電子ファイル）を特定機械システムへ登録した日付より後の日付である
- ⑫ 更新後の有効期間終了年月日が、更新後の有効期間開始年月日より前の日付である

※ 電子媒体を使用した場合の媒体自体の破損によるデータ読み込み不可、フォーマットエラーによるデータ読み込み不可についてもエラーとなる。

2 電子申請データ作成例

電子申請データの作成例を表2-1「サンプルケース対応表」に示す。

例1【表2-1 サンプルケース対応表】

項番	項目名	サンプルデータ	設定する値
1	報告受付局コード	東京局	13
2	報告受付署コード	池袋署	09
3	検査証基幹番号	12345	12345
4	刻印番号	[なし]	[nullを設定]
5	検査証交付局コード	東京局	13
6	検査証交付署コード	池袋署	09
7	検査年月日	2010年08月31日	20100831
8	検査官名	労働 太郎	労働 太郎
9	検査報告者コード	(社)日本ボイラ協会	02
10	有効期間開始年月日	2009年09月10日	20090910
11	有効期間終了年月日	2010年09月09日	20100909
12	検査結果コード	条件付合格	02
13	条件内容コード	附属品の取扱又は修繕	32770
14	指導事項内容	圧力計の残針が大きい	圧力計の異常
15	設置地所在地名	東京都豊島区池袋1-100-200	東京都豊島区池袋1-100-200
16	設置事業場漢字名	株式会社労働興産	株式会社労働興産
17	設置事業場カナ名	カブシキガイシャロウドウコウサン	ロウドウコウサン
18	設置事業場所在地名	東京都豊島区池袋1-100-200	東京都豊島区池袋1-100-200
19	特定機械等コード	ボイラー	01
20	特定機械等種類コード	水管蒸気ボイラー	011011
21	特定機械等最大使用圧力	1.96MPa	1.96
22	特定機械等伝熱面積	72.50平方m	72.50
23	特定機械等内容積	[なし]	[nullを設定]
24	報告年月日	2010年9月13日	20100913
25	備考	[なし]	[nullを設定]



【例1のサンプルデータに基づくCSVファイル作成データ見本】

13,09,12345,,13,09,20100831,労働 太郎,02,20090910,20100909,02,32770,圧力計の異常,東京都豊島区池袋1-100-200,株式会社労働興産,ロウドウコウサン,東京都豊島区池袋1-100-200,01,01101,1.96,72.50,,20100913, ☺

※ 最後のデータフィールド（項番25番：備考）の後ろには、デリミタは不要。

※ 改行文字はレコードの区切りを表す。

※ 特定機械等伝熱面積（項番22番）及び特定機械等内容積（項番23番）は、該当する場
合に入力し、該当しない場合は「なし」として表す。

例2【表2-2 サンプルケース対応表】

項番	項目名	サンプルデータ	設定する値
1	報告受付局コード	東京局	13
2	報告受付署コード	中央署	01
3	検査証基幹番号	34567	34567
4	刻印番号	[なし]	[nullを設定]
5	検査証交付局コード	東京局	13
6	検査証交付署コード	中央署	01
7	検査年月日	2010年09月04日	20100904
8	検査官名	労働 太郎	労働 太郎
9	検査報告者コード	(社)日本クレーン協会	04
10	有効期間開始年月日	2008年09月13日	20080913
11	有効期間終了年月日	2010年09月12日	20100912
12	検査結果コード	条件付合格	02
13	条件内容コード	つり上げ荷重の低減および その他の措置	32784
14	指導事項内容	その他の安全装置等の異常	その他の安全装置等の異常
15	設置地所在地名	東京都千代田区大手町99-99	東京都千代田区大手町99-99
16	設置事業場漢字名	株式会社労働建設	株式会社労働建設
17	設置事業場カナ名	カブシキガイシャロウドウケンセツ	ロウドウケンセツ
18	設置事業場所在地名	東京都千代田区丸の内88-88	東京都千代田区丸の内88-88
19	特定機械等コード	クレーン	03
20	特定機械等種類コード	ホイスト式橋形クレーン	013111
21	特定機械等能力値	51.1t	51.1
22	報告年月日	2010年9月14日	20100914
23	備考	[なし]	[nullを設定]



【例2のサンプルデータに基づくCSVファイル作成データ見本】

13,01,34567,,13,01,20100904,労働 太郎,04,2008913,20100912,02,32784,その他の安全装置等の異常,東京都千代田区大手町99-99,株式会社労働建設,ロウドウケンセツ,東京都千代田区丸の内88-88,03,013111,51.1,20100914, ☒

※ 最後のデータフィールド(項番23番:備考)の後ろには、デリミタは不要。

※ 改行文字はレコードの区切りを表す。

3 コード一覧表

コード一覧表を以下に示す。

コード一覧表

〈目次〉

表 3-1 「局コード・署コード」	12
表 3-2 「検査報告者コード」	20
表 3-3 「検査結果コード」	21
表 3-4 「検査条件内容コード」	22
表 3-5 「特定機械等コード」	28
表 3-6 「特定機械等種類コード」	29

性能検査結果報告の電子媒体による報告に係る事務処理要領
(平成23年改訂版)

特定機械等管理システム(以下「特定機械システム」という。)に係る性能検査結果の電子媒体による報告について、登録性能検査機関(以下「検査機関」という)及び厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課(以下「労災保険業務課」という。)との間で下記のとおり提出処理要領を定める。

なお、【 】内の表記は、『(別添1) 特定機械等管理システムに係る性能検査結果報告 電子申請フォーマット規程』の「1 電子申請データについて」の「(8) 管理項目及び抽出条件」の「表1-5」、「表1-6」及び「表1-7」の項目名に対応する。

記

1 報告の対象機種

対象機種は、「ボイラー」、「第一種圧力容器」、「クレーン」、「移動式クレーン」、「デリック」、「エレベーター」及び「ゴンドラ」とする。

2 提出期限

検査機関は、性能検査を行ったときは、その結果について、当該性能検査を行った月の翌月末日までに「特定機械等管理システムに係る性能検査結果報告 電子申請フォーマット規程」に定めるフォーマットで作成した電子媒体により、労災保険業務課を受付窓口とし、当該性能検査を行った性能検査対象機械等の設置の場所を管轄する労働基準監督署長に提出する。

なお、月の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を提出期限とする。

【受付窓口】

〒177-0044

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省労働基準局労災補償部 労災保険業務課 情報システム運用係

(Tel: 03-3920-3311 内線312・313)

3 情報の登録

検査機関から提出された電子媒体による報告に係る情報については、労災保険業務課において、電子媒体受付後、速やかに特定機械システムに登録する。

4 エラー情報の通知

労災保険業務課は、電子媒体による報告に係る情報の登録を行った翌開庁日に登録状況を確認し、エラーがあった場合には、エラー出力を行い、遅滞なく検査機関に電子メール、FAX等により通知する。

なお、エラー情報については、次の事項について表計算出力を行う。

- ① 行番号
- ② エラー項目
- ③ エラー理由（「エラー理由一覧表」は下表のとおり）
- ④ 受付不可のデータ内容

「エラー理由一覧表」

コード	エラー理由
51	属性不正（半角、全角の入力誤り）
52	桁数不正
53	必須項目未入力
54	形式不正
55	有効期間未入力
56	有効期間入力不可
57	条件内容未入力
58	条件内容入力不可
59	前後関係不正【報告年月日】<【検査年月日】、もしくは【検査年月日】又は【報告年月日】>特定機械システム登録実施日）
61	前後関係不正（更新後【有効期間終了年月日】<更新後【有効期間開始年月日】）
62	項目数不正 ※1
63	検査機関不一致 ※2

※1 ボイラー及び第一種圧力容器は25項目以外である情報によるエラー、クレーン、デリック及びエレベーターは23項目以外である情報によるエラー、移動式クレーン、ゴンドラは22項目以外であるエラー

※2 ファイル名の冒頭2桁の検査機関を示すコードと各レコードにおける【報告者コード】が不一致であることによるエラー

5 エラーとなった結果に係る報告の再提出

上記4により、検査機関に通知されたエラー情報については、検査機関において、速やかにエラー原因の解消を図り、エラーとなった情報（レコード）のみを再提出する。

6 電子媒体の返還

労災保険業務課は、特定機械システムへ情報登録を行った後、検査機関から提出された電子媒体については、速やかに検査機関に返還する。

7 その他の留意事項

(1) 特定機械種類コードの取扱いについて

対象機種のうち、今般、追加された「ボイラー」、「第一種圧力容器」、「クレーン」、「デリック」及び「エレベーター」について、検査機関における特定機械の種類と特定機械システムにおける「特定機械等種類コード」の取扱いは、別紙「特定機械種類コード変換表（検査機関名）」のとおりとする。

(2) 検査結果が「条件付合格」の取扱いについて

「条件付合格」の場合は、事案に応じて以下のとおり取り扱うこととする。

性能検査を行った特定機械等に対し、是正指示を行い、是正が確認されるまで検査証有効期間の更新を行わない場合は、是正が確認され、検査証有効期間が更新された時点で検査終了とみなし、当該是正完了確認年月日が属する月の翌月末日を性能検査結果報告の提出期限とする。

この場合、【検査年月日】は、実際に検査を行った日とする。

なお、是正指示を行ったにもかかわらず、是正期日までに是正されない場合は、性能検査結果報告を要しない（報告の対象としない）こととする。

(3) 検査結果が「不合格」の取扱いについて

「不合格」の場合は、【条件内容コード】への入力は、要しない。

なお、「不合格」の理由を登記する場合は、【指導事項内容】又は【備考】を使用すること。

(4) 一台において複数の明細書情報を持つ特定機械等について

- ① 一方の仕様で性能検査を実施し合格した場合、検査結果を「条件付合格」とし、検査証有効期間の更新を行う。通常どおりの提出期限で報告を行うこととする。

(1回目性能検査結果報告のみ)

- ② 当該更新した有効期間中にもう一方の仕様で検査を実施し（便宜上、当該検査を「仕様替え確認検査」と称する。）条件付合格又は合格した場合は、電子媒体による性能検査結果報告を要しないこととする。

なお、この場合、紙媒体による性能検査結果報告を所轄の労働基準監督署長に提出すること。

- (2回目以降の性能検査結果報告：検査結果「条件付合格」又は「合格」の場合)

③ 「仕様替え確認検査」が不合格の場合は、紙媒体による性能検査結果報告を所轄の労働基準監督署長に提出すること。

(2回目以降の性能検査結果報告：検査結果「不合格」の場合)

(5) 定格荷重以下の荷重で性能検査を実施し、条件付合格として、あらためて再荷重試験を実施するケースの特定機械等について

① 1回目の性能検査において、定格荷重以下の荷重で荷重試験を実施し条件付合格した場合、検査結果を「条件付合格」とし、検査証有効期間の更新を行う。通常どおりの提出期限で報告を行うこととする。

(1回目性能検査結果報告のみ)

② 当該更新した有効期間中に再荷重試験を実施し、条件付合格又は合格した場合は、電子媒体による性能検査結果報告を要しないこととする。

なお、この場合、紙媒体による性能検査結果報告を所轄の労働基準監督署長に提出すること。

(2回目以降の性能検査結果報告：検査結果「条件付合格」又は「合格」の場合)

③ 「再荷重試験」が不合格の場合は、紙媒体による性能検査結果報告を所轄の労働基準監督署長に提出すること。

(2回目以降の性能検査結果報告：検査結果「不合格」の場合)

(6) 行政機関の休日に関する法律第2条に該当する性能検査結果報告について上記については、【指導事項内容】又は【備考】に「行政機関の休日に係る期限の特例」と登記すること。

(7) 労働基準監督署（以下「署」という。）の組織再編（統廃合・名称変更等）が行われた場合について

署の組織再編が行われた後に実施した性能検査に係る報告については、【報告受付局コード】及び【報告受付署コード】に組織再編後の管轄局署名を入力すること。

(8) 本事務処理要領の変更について

本事務処理要領の変更については、検査機関及び労災保険業務課との間で協議の上、決定することとする。

以上